

第6次倉吉市あらゆる差別を なくする総合計画（基本計画）

～お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまち～

令和 3（2021）年 3 月

倉 吉 市



目 次

第1章	計画策定の基本的事項.....	1
第1	計画策定の背景.....	1
第2	計画の趣旨・基本理念.....	2
第3	計画の位置付け.....	2
第4	計画の期間.....	2
第5	計画の構成.....	2
第6	計画の目標.....	3
第7	取組の対象.....	3
第8	SDGsの推進.....	3
第2章	人権施策の推進方針.....	4
第1	人権教育・同和教育の推進.....	4
1	現状と課題.....	4
2	基本方針.....	4
(1)	就学前教育・保育の推進.....	4
(2)	学校教育の推進.....	5
(3)	社会教育の推進.....	5
3	重要目標達成指標（KG I）.....	5
第2	人権啓発の推進.....	5
1	現状と課題.....	5
2	基本方針.....	6
(1)	学習機会と情報の提供.....	6
(2)	行政・企業等における人権啓発の推進.....	7
3	重要目標達成指標（KG I）.....	7
第3	相談・支援体制の充実.....	7
1	現状と課題.....	7
2	基本方針.....	8
(1)	相談・支援体制の充実.....	8
(2)	差別事象への対応.....	8
(3)	人権侵害救済制度の確立要求.....	8
3	重要目標達成指標（KG I）.....	8
第3章	各人権課題における施策.....	9
第1	部落差別.....	9
1	現状と課題.....	9
2	基本方針.....	9
(1)	教育・啓発の推進と同和地区住民の学習支援.....	9
(2)	相談体制の充実.....	10
(3)	関係団体との連携.....	10
(4)	公正な選考採用に向けた啓発の推進.....	10

(5) 農業の育成.....	10
(6) 住環境の整備.....	10
第2 障がいのある人の人権.....	11
1 現状と課題.....	11
2 基本方針.....	12
(1) 就学前教育・保育.....	12
(2) 学校教育.....	12
(3) 交流学习.....	12
(4) 啓発活動.....	12
(5) 自立支援・相談体制の充実.....	12
(6) 住環境の整備.....	13
第3 男女の人権.....	13
1 現状と課題.....	13
2 基本方針.....	13
(1) 教育・啓発の推進.....	13
(2) 相談体制の充実.....	13
(3) 推進組織の充実.....	14
(4) 政策・方針決定過程への参画の推進.....	14
(5) 就労・雇用の促進.....	14
(6) 「日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし」の開催.....	14
第4 外国にルーツを持つ人の人権.....	14
1 現状と課題.....	14
2 基本方針.....	15
(1) 就学前教育・保育.....	15
(2) 学校教育.....	15
(3) 啓発の推進.....	15
(4) 医療保険・国民年金・介護保険等の情報提供.....	15
(5) 多文化共生理解.....	15
(6) 相談体制の充実.....	15
第5 子どもの人権.....	16
1 現状と課題.....	16
2 基本方針.....	16
(1) 不登校・いじめ.....	16
(2) 児童虐待.....	16
(3) 子どもの貧困.....	17
第6 高齢者の人権.....	17
1 現状と課題.....	17
2 基本方針.....	18
(1) 教育・啓発の推進.....	18

(2) 相談体制の充実.....	18
(3) 社会参加の推進.....	18
(4) 介護サービスの充実.....	18
第7 病気にかかわる人の人権.....	18
1 現状と課題.....	18
2 基本方針.....	19
(1) 教育・啓発の推進.....	19
(2) 相談体制の充実.....	19
第8 インターネットによる人権侵害.....	19
1 現状と課題.....	19
2 基本方針.....	19
(1) 情報モラル教育・啓発の推進.....	19
(2) インターネット上での人権侵害行為への対応.....	20
第9 様々な人権.....	20
① アイヌ民族.....	20
1 現状と課題.....	20
2 基本方針.....	20
(1) 啓発の推進.....	20
② 拉致被害者等.....	20
1 現状と課題.....	20
2 基本方針.....	21
(1) 啓発の推進.....	21
③ 性的マイノリティ.....	21
1 現状と課題.....	21
2 基本方針.....	21
(1) 教育・啓発の推進.....	21
(2) 相談・支援体制の充実.....	21
④ 刑を終えて出所した人.....	22
1 現状と課題.....	22
2 基本方針.....	22
(1) 再犯防止施策の推進.....	22
(2) 啓発の推進.....	22
(3) 更生保護団体の支援.....	22
⑤ 犯罪被害者等.....	22
1 現状と課題.....	22
2 基本方針.....	23
(1) 啓発の推進.....	23
(2) とっとり被害者支援センターへの支援.....	23
第4章 計画の総合的な推進.....	24

第1	全庁体制による人権を尊重した行政の推進.....	24
第2	計画の進行管理と評価.....	24
第3	関係機関等との協力・連携.....	24
第4	市民の参画と協働.....	24
第5	相談体制の充実.....	24
第6	広報、啓発の推進.....	25
第7	計画の構成図.....	26
参考資料.....		27
1	用語の解説.....	27
2	第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定経過.....	29
3	倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例.....	30
4	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例.....	32
5	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則.....	34
6	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿.....	36
7	部落差別の解消の推進に関する法律.....	37

第1章 計画策定の基本的事項

第1 計画策定の背景

本市では、平成元（1989）年1月に、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ基本的人権を尊重し、人間平等の基盤の確立を目指して「人権尊重都市」を宣言しました。

そして、平成6（1994）年に、すべての市民が差別されることなく、安心して暮らすことができるまちを目指した「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」（以下「条例」という。）を制定しました。これは、部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人等に対する差別と偏見が根強く存在している現状を考え、市民一人ひとりの市民的権利が保障されるまちづくりを実現するため、物的事業の推進と一体となったあらゆる差別の解消を目指した幅広い人権啓発活動の推進についての方向性を明らかにしたものです。そして、「条例」の精神を具現化するため平成8（1996）年に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定して、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進してきました。

平成13（2001）年には、「第9次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、その後の社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、平成17（2005）年にその2次改訂を行いました。この改訂により、「子どもの人権保障」、「高齢者の人権保障」、「身近な差別の解消（個人情報の保護、ハンセン病、罪や非行を犯した人とその関係者及び性的マイノリティの人権保障）」を新たに加え、8つの人権課題に対応した施策を推進することとしました。

平成18（2006）年には、「第10次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、「部落の完全解放の実現」、「障がいのある人の人権保障の実現」、「男女の人権が尊重される社会の実現」、「在住外国人の人権保障の実現」、「先住民族の権利回復の実現」、「子どもの人権保障の実現」、「高齢者の人権保障の実現」、「その他マイノリティの人権保障の実現」の8つを人権施策の目標として定めました。

その後、社会情勢の変化や長引く経済不況による格差と貧困を背景とした、教育、啓発、就労、福祉等の分野における課題、また市民の人権に対する意識の変化に伴う様々な人権課題が提起されたことから、平成22（2010）年3月に「条例」を改正し、人権擁護・救済策として相談窓口の設置及び差別及び差別助長行為の内容を明示し、市民等が差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする内容を盛り込みました。

平成23（2011）年には、改正後の「条例」の趣旨を踏まえ、「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定しました。

平成28（2016）年には、「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、市民一人ひとりが安心して暮らせるよう「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」の実現に向けて、総合的かつ計画的に人権教育・啓発活動並びに人権擁護・救済の諸施策を推進することとしました。また、同年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下

「ヘイトスピーチ解消法」という。)を踏まえ平成30(2018)年に当該計画について一部改訂を行いました。

現在、ICT技術の進展により、日常生活の利便性が向上する一方、当該技術を利用した、以前では考えられないような差別事象が発生しています。また、令和2年(2020)年1月に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、当該感染症拡大を防止するため、人との接触を可能な限り避け、防疫意識に努めることが恒常化するといった、新たな生活様式を受け入れなければならない状況にあります。また、当該感染症に対する防疫意識から、地域経済は大きな打撃を受け、これまでのような地域コミュニティを構築することが困難となり、感染者や医療従事者に対する忌避行為が問題になるなど、様々な人権問題や社会問題を引き起こしています。

第2 計画の趣旨・基本理念

人権とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしい幸福な生活を営むため欠かすことのできない必要不可欠な権利を言います。

この権利は、「日本国憲法」第11条に基本的人権として規定されているものであり、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とされており、自由と平等を求める多くの先人の努力によって確立されてきたものです。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大による新たな生活様式の受容や、ICT技術の急激な進化によるコミュニティの複雑化といった、社会情勢の急激な変化の中、「市民がお互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり」を基本理念とし、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定します。これにより、これまで取り組んできた諸施策のさらなる推進はもとより、現在の社会情勢に対応した見直しを推進し、具体的な施策成果を分析しながら、あらゆる差別の解消に向けた取組を積極的に推進していきます。

【計画の基本理念】

お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

第3 計画の位置付け

本計画は、「条例」が人権課題としている部落差別、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する課題の解消を目指した施策推進を図るための基本的な方針として本市の人権施策の計画的な指針となるものです。

第4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とし、「第12次倉吉市総合計画」の期間と同様に設定し、一体的に取り組むこととします。

第5 計画の構成

本計画は、各種人権課題の解決に向けた方向性を定める基本計画と、個別具体的な事業をまと

めた行動計画（以下「アクションプラン」という。）により構成されます。

第6 計画の目標

基本計画に定める各種人権課題の現状を分析するため、当該計画に重要目標達成指標（KGI: Key Goal Indicator）を設定します。また、アクションプランにまとめた個別具体的な事業の評価を行うため、当該プランに重要業績評価指標（KPI: Key Performance Indicator）を設定します。これにより、施策成果を分析しながら、各施策、事業等の見直しを継続的に実施し、あらゆる差別の解消に向けた取組を推進します。

第7 取組の対象

人権教育、啓発等、各種人権施策を推進するためには、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけでなく、普段の生活の中で、行動や態度となって自然に現れることが重要です。市民一人ひとりが、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、社会に存在する差別や偏見に気づき、あらゆる差別をなくするための力を高め、行動実践化を図っていくよう、行政機関だけでなく、家庭、保育現場、学校、職場、地域など社会のあらゆるコミュニティにおいて、取組を実施するとともに、現在の社会情勢に即した様々な手法を取り入れ、広く市民の参加と実践を引き出しながら、各種人権施策を推進していきます。

第8 SDGsの推進

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27（2015）年に国連で採択された国際目標であり、ジェンダー、不平等、平和など17のゴールと169のターゲットを定めています。この中には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」と示されており、人権分野はSDGsの17のゴールと多くの関連性があります。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、人権尊重のまちづくりを目指す本計画と共通するものであることから、当該目標との関連性を考慮しながら、本計画の取組を推進していきます。



第2章 人権施策の推進方針

第1 人権教育・同和教育の推進

1 現状と課題

平成12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）によると、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施は地方公共団体の責務であり、人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であると定められています。

本市では、「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」において、人権教育・啓発の推進を基本施策の一つとして位置付け、市民の人権意識を育む教育・保育を推進してきました。

令和元（2019）年の人権・同和問題に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果によると、「人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策としてどのような取組が必要だと思いますか」との問いに対し、「学校において人権教育を充実させる」が21.0%と最も高く、「認定こども園・保育所において人権教育（保育）を充実させる」は7.0%となっています。

近年では、少子化や核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て機能が低下してきており、認定こども園・保育所に地域の子育てを支援する機能が求められています。

学校においては、「人権尊重の教育」を基盤として児童生徒一人ひとりを大切にした教育を推進してきました。その成果として、命の尊さやそれぞれの人の個性や多様性を認め、人権課題を自分との関わりで捉えられる児童生徒が育ってきました。しかし一方で、人権を尊重する行動に結びついていないことや他人事意識があるなどの課題が指摘されています。各校では、この課題克服に向けて児童生徒の実態をもう一度見つめ直し、平成20（2008）年度に人権同和教育全体計画を、平成21（2009）年度に人権同和教育年間指導計画を全面的に見直し、平成27（2015）年度に人権同和教育全体計画の見直しを再度行いました。

昭和49（1974）年から全自治公民館で実施している同和教育町内学習会は、地区公民館と各地区同和教育研究会等との連携した取組により充実し、市民の人権意識の向上が図られてきました。しかし、同和問題をはじめ様々な人権課題に対して、当事者の問題であるという意識が依然としてあり、学習会の参加者の固定化や若年層の参加が少ないなどの課題もあります。

2 基本方針

（1）就学前教育・保育の推進

倉吉市就学前人権教育・保育指針等に基づき、発達段階等の子どもの状況に応じた教育・保育を実施するとともに、部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権感覚の基礎になる力（仲間づくり、表現力、自尊感情、命を尊重する心、人権を大切にする心など）を身につける教育・保育を推進します。

子ども同士の関わりと合わせて、保育教諭、保育士等の職員を含めた教育・保育環境は、子どもの感性や行動に大きく影響を及ぼすと考えられます。教育・保育に関わる職員は、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、すべての子どもの最善の利益に十分に配慮した教育・保育を行

うとともに、自らの人権意識や専門性の向上に努めます。

関係機関と連携して子育て家庭への必要な支援を充実させ、子どもの人権や子育てを大切にす
る地域づくりを地域住民と共に推進します。

各園等に設けられている人権同和保育推進委員会を中心として、保護者への啓発・研修等を市
内全域で取り組んでいきます。

（２） 学校教育の推進

実生活に関わるさまざまな人権問題と普遍的な人権文化の構築を目的とした教材を用いた学習
を行い、人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を育て、あらゆる差別の解消に向け行動で
きる資質と能力を育成する人権教育の充実に努めます。

児童生徒の生活実態や地域の実態を踏まえて、家庭、地域、学校等の連携による効果的な指導
を推進するため、各中学校区人権（同和）教育研究協議会の各構成団体・機関、そして地域が連
携して、確かな人権意識を身につけた子どもの育成のための活動を推進するとともに、部落差別
の現実から深く学び、部落差別をはじめあらゆる差別の解消への指導力を高めるための教職員研
修の充実を目指します。

すべての児童生徒の学力保障は、人権教育を推進していく上でもとても大切なことです。本市
は同和地区児童生徒の進路保障を目的として始めた地区学習会を、様々な課題に向き合う児童生
徒や人権教育についてさらに深く学びたいと願う児童生徒にも広げてきました。「教育機会確保
法」も踏まえ、様々な課題に向き合う児童生徒の学力保障や自分自身の課題を克服する力の育成
に取り組んでいきます。地区学習会運営協議会を中心として、学校、家庭、地域、関係機関等が
連携して地区学習会の実施と運営を行います。

（３） 社会教育の推進

同和教育町内学習事前研修会や同和教育推進員の活動支援を通じて、市民一人ひとりが同和問
題をはじめあらゆる人権問題を自らの課題として認識を深めることができる学習方法、内容の工
夫と改善により家庭や地域における人権教育の充実に努めます。また、倉吉市人権教育研究会を
はじめ、各地区人権（同和）教育研究会、各中学校区人権（同和）教育研究会等の活動と連携し、
人権が尊重され、安心安全な地域づくりを推進します。

3 重要目標達成指標（KGI : Key Goal Indicator）

市民意識調査の結果において、職場や学校、地域など身近なところで、人権が十分に保障され
ていると感じている市民の割合を、令和元（2019）年度の83.2%から令和7（2025）年度には87%
に向上させます。

第2 人権啓発の推進

1 現状と課題

「人権教育・啓発推進法」により、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施は、地
方公共団体の責務と定められました。人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、理
解を深めることを目的とした広報その他の啓発活動のことです。国民が発達段階に応じて人権尊

重の理念に対する理解を深め、体得することで、一人ひとりが人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようになります。人権啓発の目的は、日常生活での態度や行動を確実に根付かせることで、差別や人権侵害のない社会の実現を図ることとされています。

本市では、部落解放研究倉吉市集会及び倉吉市部落解放文化祭や様々な分野の人権教育講座、同和教育町内学習会などの開催に継続的に取り組み、学習機会の提供を行ってきました。また、倉吉市人権教育研究会との協働により、市の広報紙や啓発資料、ホームページなどを活用した情報発信に努めています。

市民意識調査の結果によると、「同和問題をはじめさまざまな人権問題について学習を進めていく上で、あなたはどのような学習方法や啓発活動が重要だと思いますか」との問いに、「講演会の開催」と答えた人の割合が14.5%と最も高く、次いで「居住地域での同和教育町内学習会の開催」が11.8%、「高齢者や障がいのある人の疑似体験」が11.7%となっています。

また、「人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策としてどのような取組が必要だと思いますか」の問いへの回答では、「学校における人権教育の充実」の21.0%に次いで「人権に関する意識を大人がしっかり持つよう啓発、研修を充実させる」が18.4%となっています。

また、「あなたは、過去5年間のうちに人権問題に関する学習会や講演会・研修会に参加されたことがありますか」の問いに、年齢階層別で「参加したことがない」と回答した人の割合を見ると、20歳代が57.5%と最も高く、次いで30歳代の45.3%となっています。

また、「あなたは同和問題（部落差別）について、どの程度知っていますか」の問いの場合は、「同和問題（部落差別）があることは知っている」は20歳代が53%と最も高く、「同和地区（被差別部落）の起源や歴史、部落差別の現実（就職・結婚差別、差別発言・落書き、インターネット上の書き込み等）について、ある程度（又は少し）知っている」は20歳代が約20%と最も低い数値となっています。このことから、特に若い世代への啓発の必要性和、地域や職場などにおける再学習の機会の提供が課題として上げられます。

市民意識調査の結果から「部落差別を見聞きした時の対応」と「研修会等への参加回数」の関連性を見ると、学習経験を積み重ねることで知識や理解は高まるものの、問題解決のために積極的に行動すると答えた人は38.2%であり、行動化に繋がりにくいという状況があります。

2 基本方針

（1）学習機会と情報の提供

人権問題を自らの課題として捉え、部落差別の解決を図る取組を、あらゆる人権問題の解決につなげるという発展的な視点に立って、部落解放研究倉吉市集会、倉吉市部落解放文化祭、人権のために学ぶ同和教育講座、同和教育町内学習会などを継続的に開催します。また、より幅広い参加が得られるよう、市民のニーズに対応し、内容の工夫と改善に努め、学習機会の充実を図ります。

市の広報紙とホームページ、インターネットなど通じた情報提供、県や人権擁護委員と連携して街頭啓発活動を行うなど様々な手法を活用して啓発に努めます。

平成28（2016）年に施行された人権関連三法（「部落差別解消推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当

な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法))では、教育と啓発が必要な施策として定められています。市民意識調査における人権関連三法の認知度は、「一つ以上の内容を知っている」が17.6%であり、市民の関心と理解を深めるよう啓発に努めます。

さまざまな人権課題について正しい理解・認識が得られるよう、情報資料として関連書籍等の収集整備を行い市民が容易に閲覧できるよう情報提供に努めます。

(2) 行政・企業等における人権啓発の推進

行政職員はそれぞれの業務の遂行にあたり人権に配慮するとともに、職員研修の充実及び同和教育町内学習会、各種人権啓発集会、講座等に積極的に参加することにより人権意識と資質の向上に努めます。

倉吉市人権啓発企業連絡会では、あらゆる差別の解消は企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility(CSR))との認識のもと、会員企業が差別体質撤廃の取組と従業員及び顧客の人権を尊重したコンプライアンスの実践並びに従業員の人権意識を高め、雇用創出と労働環境の整備を図り、差別のない企業づくり、働きがいのある職場づくりを通じ、人権尊重が企業文化として定着することを目指しています。

倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市人権啓発企業連絡会、中部地区高等学校同和教育研究会と連携して、企業や事業所における公正採用選考の実施、障がいのある人への合理的配慮や雇用拡大、男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、「ハラスメント規制法」に基づくハラスメントの防止など、多様性と人権が尊重される職場づくりが進むよう、実践につながる啓発に努めます。

3 重要目標達成指標(KGI: Key Goal Indicator)

市民意識調査の結果において、同和地区(被差別部落)の起源や歴史、部落差別の現実を認識している市民の割合を、令和元(2019)年度の67.7%から令和7年度には71%に向上させます。

市民意識調査の結果において、過去5年間に人権問題に関する学習会や講演会・研修会に参加したことのある市民の割合を、令和元(2019)年度の64.1%から令和7(2025)年度には67%に向上させます。

第3 相談・支援体制の充実

1 現状と課題

市民意識調査の結果によると、「人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策としてどのような取組が必要だと思いますか」との問いに、「人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人を支援・救済していく」と答えた人の割合は、「教育」や「啓発」などに次いで9.4%となっています。また、「差別や人権侵害を受けたとき、誰かに相談しましたか」との問いの場合は「友人、同僚、上司」の30.4%が最も高く、「国や県、市の人権相談窓口」は5.8%と低い数値でした。

「部落差別解消推進法」と「障害者差別解消法」では、地方公共団体は、差別に関する相談に的確に対応するための相談体制の充実を図るよう明記されました。

本市では、「条例」に定める市の責務として、人権の擁護及び救済の取組に努めること、各分野における所管課に相談窓口を置いて相談者への助言や支援を行うこととし、取組を強化していきます。

人権侵害を受けた人を救済するためには、実効性のある新たな人権救済制度の創設が求められていますが、過去に法律案が廃案になるなど未だ実現していない状況です。

2 基本方針

（１） 相談・支援体制の充実

人権にかかわる様々な相談の窓口として、人権文化センターを中心に効果的な情報発信を行うとともに、市民がより気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めます。

多分野にわたる相談に対応するために職員の資質向上を図り、関係機関と連携して問題解決など救済につながる、相談者への支援に努めます。

人権相談や啓発活動を行う人権擁護委員について市民に周知するなど、法務局と連携した相談体制の充実に努めます。

（２） 差別事象への対応

差別事象が発生した場合は、「倉吉市人権侵害・差別落書対応要領」に基づき対応します。倉吉市人権啓発検討委員会において、実態の把握、背景の分析、効果的な啓発方法等について検討を行うとともに、再発防止に向けての情報提供と啓発に努めます。また、インターネット上の差別書き込み等については、削除要請や実効性のある法制定について他の自治体等と連携し国に要望する等の対応を行います。

（３） 人権侵害救済制度の確立要求

人権侵害に対する被害者の救済には、実効性のある救済制度の確立と法律に基づく対応が求められることから、「差別禁止法」や「人権侵害救済法」の制定について、引き続き県や他市町村などと連携して国に要望します。

3 重要目標達成指標（KGI : Key Goal Indicator）

市民意識調査の結果において、差別や人権侵害を受けたとき、誰かに相談した市民の割合を、令和元（2019）年度の66.0%から令和7（2025）年度には69%まで向上させます。

第3章 各人権課題における施策

第1 部落差別

1 現状と課題

「同和対策事業特別措置法」が昭和44（1969）年に施行されて以来、本市では、同和問題の解決に向けて同和地区の環境改善をはじめとする諸施策を行ってきました。平成6（1994）年には「条例」を制定し、平成14（2002）年の特別措置法失効後も、人権尊重のまちの実現に向けた様々な人権施策を推進しています。

長年の取組により、同和地区の生活環境や就労・教育面での格差は、ある程度改善され、部落差別に対する正しい理解が進む等、一定の成果が表れています。

その一方で、根強く残る差別意識、インターネット上の差別書き込み、同和地区（被差別部落）が認識できる情報が配信されている等の事象が発生しており、部落差別の完全解消には至っていない状況です。

平成28（2016）年には、部落差別のない社会の実現に向けた施策を推進するために、「部落差別解消推進法」が制定されました。

市民意識調査の結果によると、「過去5年間に同和地区の人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがありますか」との問いに、11.7%の人が「経験したことがある」と答えており、内容別では、「差別発言」が最も多く、次いで「結婚での反対」、「インターネット上の不当な書き込み」の順となっています。

「同和地区の人との結婚について」の問いには、77.7%が「子どもの意思を尊重する」と答えていますが、9.9%が「反対」又は「認めない」、7.8%が「わからない」と答えています。「同和問題と自分自身とのかかわりについて」の問いには、同和問題の解決に積極的な回答が40.2%で、問題解決に消極的な回答が49.4%となっています。「部落差別の現状についての認識」の問いでは、平成24（2012）年の前回市民意識調査の結果と比べて、差別意識は解消されていないと答えた人の割合が50.1%から58.0%に増えています。

近年も、同和地区の問い合わせや同和地区出身者に対する差別発言等の事象が根強く残っていることから、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決のため、行政、企業、教育現場、地域、家庭において人権教育・啓発活動に積極的に取り組む必要があります。

2 基本方針

（1）教育・啓発の推進と同和地区住民の学習支援

就学前教育・保育において、一人ひとりの子どもの家庭環境や生活実態を把握し子どもの成長・発達を支援する中で、仲間づくりや人権感覚を身につける教育・保育を推進します。

学校教育においては、児童生徒が部落差別の不合理さや自分自身とのかかわりについて考え、自らの問題として学べるよう、指導内容・方法の工夫改善を行います。また、研修等を通して教職員の人権尊重の意識を高め、部落差別を正しくとらえられる人権感覚を養うとともに、人権を尊重した教育環境の整備を進めます。

また、小中学校の地区学習会をより充実させるため、関係機関、保護者、地域との連携を図り

ます。そして、中部地区高等学校同和教育研究会と連携し、高校生の育成を図ります。

同和対策事業で設置された児童館・児童センターの機能の充実を図るとともに、同和地区住民の学習支援と多様な情報及び学習機会の提供に努め、住民の各種活動を支援し、ボテ茶等の伝統文化を継承します。

同和教育町内学習会、部落解放研究倉吉市集会、各種講座等を通じて、市民一人ひとりが同和問題を自らの課題として捉え、部落差別の解消に向けた行動化につながるよう学習機会の提供と啓発の推進に努めます。

身元調査につながる戸籍等の不正取得を抑止するため、「登録型本人通知制度」の周知を図り、登録者数の増加に努めます。

人権文化センターでは、同和問題を自らの課題としてとらえられるよう同和問題学習をはじめ交流学習会の開催、同和地区の住民による主体的な活動が実践できるよう、学習機会の提供に努めるとともに、同和地区の児童生徒をはじめ、様々な人権課題を抱える児童生徒の人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を高められるよう団体の育成を図ります。

（２） 相談体制の充実

同和地区住民をはじめ市民の生活、福祉、就労、子育て、教育、被差別体験等の相談及び支援について、人権文化センターの相談機能を充実させ、関係機関と連携して取り組むとともに職員の資質向上に努めます。

（３） 関係団体との連携

倉吉市人権教育研究会などの関係団体と連携し、各団体が行う啓発活動や研修事業等への支援と研究・実践活動の充実を図りながら、協働して部落差別の解消を目指します。

また、各種人権擁護団体との連携を図り、実践交流の機会を提供するとともに、あらゆる差別の解消を目指す団体活動の支援に努めます。

（４） 公正な選考採用に向けた啓発の推進

倉吉市人権啓発企業連絡会、倉吉市人権教育研究会等との情報交換や研修を行い、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等と連携し、企業や事業所へ応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用が行われるよう啓発に努めます。

（５） 農業の育成

高齢化や担い手不足などの課題に対応し地域農業を維持していくため、認定農業者や新規就農者、定年帰農者への支援を強化するとともに、家族経営をはじめ集落営農や法人化、企業の農業参入などの支援を行い多様な担い手の育成・確保を図ります。

農業生産基盤の適切な維持管理と老朽化対策など、農業生産基盤の機能の維持・向上に向けた取組を進めます。また、同和対策関連事業で整備された農業用施設のうち、未譲渡施設について地元の意向を踏まえて譲渡を進め地域農業の振興を図ります。

（６） 住環境の整備

居住環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道及び集落排水処理施設への接続率向上と合併浄化槽の整備推進に努めます。

改良住宅の改修等について、入居者の生活状況を踏まえながら進めます。

第2 障がいのある人の人権

1 現状と課題

平成25（2013）年に「障害者差別解消法」が制定され、令和元（2019）年に「障害者雇用促進法」が一部改正されました。これにより、障がいを理由とする差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の禁止が定められ、平成28（2016）年4月から施行されました。

また、平成25（2013）年10月には、鳥取県で全国初の「鳥取県手話言語条例」が施行されました。

本市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、互いに個性と人格を尊重し合い、自分に誇りを持って住み慣れた地域でいつまでも生活できる「共に生きる社会」（ノーマライゼーション社会）の実現を目指す「倉吉市障がい者計画」を平成19（2007）年3月に策定し、その後計画の見直しを重ね、平成27（2015）年3月に、障がい者計画及び障がい福祉計画を包含する「倉吉市障がい者プラン」を策定し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策の推進を図っています。

市民の障がいのある人の人権に対する意識や理解は進んできていますが、依然として差別や偏見はあります。市民意識調査の結果では、障がいのある人の人権について、「差別や偏見がある」と答えた人は39.7%と、平成24（2012）年度に実施した調査結果の35.7%と比較して4ポイント上昇しました。

また、「生活上の不便や就労・教育・入居拒否などの問題がある」と答えた人は41.6%で、前回調査と比較して1.7ポイント減少しました。

また、過去5年間に身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人に対する差別を直接見聞きしたことがある人は7.7%で、前回調査の10.1%と比較して2.4ポイント減少しました。その内容は「差別発言」、「就職時や職場での不利な扱い」、「住民としての交流や付き合いをさける」の順となっています。中でも精神障がいのある人に関する事象が40.5%を占めており、精神障がいのある人に対する理解が不十分であり、こうした人々が地域で孤立し、支援や医療、就労につながりにくい現状にあると言えます。

本市では、障がいのある人の人権を尊重する社会づくりを目指し、市民の人権意識を高めるための研修、広報等、各種啓発事業を行うとともに、就学前教育、学校教育及び地域での学習機会の充実に努め、障がいのある人に対する理解や支援の促進を図っています。

そして、障がいのある人の自己実現を図るためには、障がいの特性に応じた生活環境の整備と支援、教育環境の整備、意思疎通支援としての手話、要約筆記、点字、朗読、ICT技術等による情報提供が重要です。

今後も、ノーマライゼーション、バリアフリー及びユニバーサルデザインに対する理解及び普及に努め、交流やふれあいの機会を多く設けるとともに、障がいの有無にかかわらず学校及び地域で共に社会の一員として人格や個性が尊重され、安心して自立した生活を営むことができるよう、人権擁護と市民への啓発活動の推進を継続する必要があります。

2 基本方針

(1) 就学前教育・保育

近年、発達障がいに対する認識が広がり、乳幼児期からの気づきと早期支援が重要になっています。認定こども園及び保育所では、障がいのある乳幼児の教育・保育を行っています。その中で支援が必要な子どもに適切な教育及び保育を行うとともに、必要が生じた場合には、保護者への相談に応じる等の必要な支援を関係機関と連携して進めていきます。

また、ICTの活用による連携強化の体制づくりについて、個人情報の保護に配慮しながら検討を進めます。

(2) 学校教育

学校内では、特別支援学級と通常学級との日常的な交流や倉吉養護学校との交流が行われています。また、体験活動や調査活動等、身近な地域の障がいのある人との交流を行うなど障がいのある人や障がいの内容を正しく理解する教育を進めています。

近年、発達障がい等を含めた障がいの種類、状況が多様化しており、個々の児童生徒の状況に応じた支援や、障がいのある児童生徒の早期支援のための相談体制の充実が求められています。このような状況の中、就学前教育・保育と小学校との連携が進み、早期に支援できる体制ができつつあり、発達障がい等のある児童生徒のための通級指導教室の設置も行われています。今後さらに、本人や保護者に寄り添い、就学前教育及び保育、小学校、中学校、特別支援学校並びに高等学校との連携を進めていきます。一人の子どもの成長発達の記録が、成長発達過程で円滑に繋がるようICTの活用について、個人情報の保護に配慮しながら検討を進めます。

(3) 交流学习

倉吉養護学校、鳥取県発達障がい者支援センター、児童相談所等の関係機関との連携を図り、特別支援学校をはじめ、障がいのある人や家族、支援者たちとの交流やふれあいを通じ、学校や地域での交流学习の充実に努めます。

(4) 啓発活動

身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくため、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーや、ユニバーサルデザインへの理解や普及を図ります。

(5) 自立支援・相談体制の充実

ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが平等に社会の一員として生活し、スポーツ、文化、芸術活動など様々な活動ができる社会が求められています。そのためには、障がい者地域生活支援センターの相談支援体制を充実させ、身体・知的・精神の障がいのある人や難病の人が社会の一員として自立し、生きがいがあり安心して日常生活を営むことができるよう相談支援に努めます。さらに、市民の理解を深める啓発、交流活動を推進するとともに、人権侵害の救済及び支援と権利擁護の体制の整備を図り、地域社会での自立を支援していきます。

また、障がいのある人及びその家族に対して、就学前から学校教育までの発達段階、その後のライフステージに応じた相談活動や、地域生活における相談活動等、関係機関と連携して総合的

な支援を行い、相談ニーズが多種、多様化する中で、今後一層の専門性の向上と相談体制の充実を図ります。

（６） 住環境の整備

障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、住宅環境や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

第３ 男女の人権

１ 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向け、本市では平成９（１９９７）年に「くらし男女共同参画プラン」を策定して以来、平成１５（２００３）年に「倉吉市男女共同参画都市宣言」、平成１６（２００４）年に「倉吉市男女共同参画推進条例」を制定するなどの取組を行ってきました。平成２８（２０１６）年には「第５次くらし男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を積極的に推進しています。

人口減少が急速に進む我が国では、国際社会との協調を図りながら、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題を解決していくため、あらゆる分野での女性活躍をはじめとする男女共同参画社会の実現が求められています。

本市においても、若年層を中心として性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画の意識の浸透が見られます。一方で、家庭や地域における男女の役割に著しい偏りがあり、また市政運営に女性の声を反映させるための審議会等の委員の登用や自治公民館等地域活動を担う役員の女性就任割合は低迷していることから、様々な分野において男女共同参画の視点を取り入れるため、次世代を担う女性リーダーの育成と活躍の場を作っていく必要があります。また、職場における女性の活躍を推進するため、ワーク・ライフ・バランスを促進する意識改革や働き方の見直し等の環境整備も求められています。

市民意識調査の結果によると、「どのような場面で、女性が差別や人権侵害を受けていると思いますか」との問いに、「家庭内での家事や育児・介護の分担」と答えた人が２４．４％と最も高く、次いで「採用や就職、昇級や役職への昇任など男性との取扱いの差」が１６．０％、「地域におけるしきたりや風習、町内会などでの女性の役割や仕事の分担」が１５．８％となっています。

２ 基本方針

（１） 教育・啓発の推進

性別にかかわらず、男女が平等で互いの人権が尊重される社会の実現に向けて、男女共同参画社会についての理解と意識を培うための教育の推進に努めます。

また、旧来の性別による固定的役割分担意識を変革し、男女間の役割や分担の偏りを見直すことにより、社会の様々な分野における不平等感が解消されるよう意識啓発を推進します。

（２） 相談体制の充実

配偶者などパートナーからの暴力（ＤＶ）など女性に対する犯罪の根絶に向け、相談体制の充実と啓発に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら被害者の支援を行います。

（３） 推進組織の充実

すべてのライフステージにおいて、男女が平等なパートナーとして互いに協力し、様々な活動に参画していけるよう、男女平等意識を定着させるため、くらし男女共同参画推進スタッフなどの推進組織の支援に努めます。

（４） 政策・方針決定過程への参画の推進

行政の政策・施策の決定の場や職場、家庭、地域活動など、あらゆる場面での方針決定における男女共同参画の実現を目指します。

（５） 就労・雇用の促進

男女がともに働きやすい職場環境に向けた企業の取組を支援するとともに、結婚や出産などを契機に離職した女性が再就職できる機会の確保、男性の育児休業取得の促進に努めます。

（６） 「日本女性会議2022 in 鳥取くらし」の開催

令和4（2022）年に開催される全国会議「日本女性会議2022 in 鳥取くらし」において、男女共同参画への理解を深めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を見出し、次代へつなげる施策を展開します。

第4 外国にルーツを持つ人の人権

1 現状と課題

本市には、外国にルーツを持つ人が多く居住しています。また、結婚、就労等の様々な理由で市内に居住する外国人が増加しており、平成27（2015）年12月末の外国人住民総数は、鳥取県内で3,900人、本市では234人であったものが、令和元（2019）年12月末には鳥取県内で4,979人に、本市では352人と50%増加しています。国籍別の主な国としては、ベトナム（105人）、中国（69人）、韓国及びフィリピン（各53人）となっています。また、日本国籍を取得した人も多く在住しており、本市においても、国際的な視点に立った人権尊重の社会づくりが重要になっています。

これまでも、公益財団法人鳥取県国際交流財団やToriフレンドNetwork、在日外国人団体、その他民間交流団体と連携しながら、国際交流イベント等の開催による交流活動、国際理解や国際的な人権問題を考える講演会及び研修会の開催による啓発活動、日本語講座や相談窓口の設置、外国語表記による生活情報等の提供などを継続し、外国にルーツを持つ人が、自らの民族や文化に誇りを持ちながら、同じ地域の一員として共に安心して快適に暮らしていけるよう、国籍や民族等の違いにかかわらず、互いの異なる価値観、言語、文化、習慣等を学び合い、認め合う社会の構築の推進に努めてきました。

しかしながら、市民意識調査の結果によると、自身、家族又は知り合いが、過去5年間に外国にルーツを持つ人への差別的な言動、しぐさ等を直接見聞きしたと答えた人は3.3%と、平成24（2012）年度に実施した調査結果の3.5%と比較して、0.2ポイント減少していますが、現在においても外国にルーツを持つ人への偏見や差別の現実が存在することがうかがえます。

また、国内においては、近年、都市部を中心に、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動（ヘイトスピーチ）が公然と行われる問題が発生し、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されま

した。

今後、生産人口の減少による労働者不足などから、社会全体はもとより、本市においても外国からの移住者や外国にルーツを持つ人の増加が見込まれます。多文化共生の視点で、働き手の確保のみならず、社会の構成員として多様性を認め受容し、共生社会の実現を目指していきます。

2 基本方針

（１） 就学前教育・保育

国際化の進展の中、認定こども園・保育所にも外国にルーツを持つ人の乳幼児が入園するようになってきています。保育教諭、保育士等が国際理解教育への理解を深め、保護者とのコミュニケーションを深めながら、子どもたちの国際的な人権感覚を高める教育・保育を推進します。

（２） 学校教育

外国にルーツを持つ子どもが民族や母国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティを確立できるように支援するとともに、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる仲間づくりに取り組むことが大切です。また、外国にルーツを持つ子どもの保護者に対しても、子どもたちの成長を支えることができる支援活動を推進します。

（３） 啓発の推進

市民意識調査の結果では、外国にルーツを持つ人の問題について「わからない」と回答した人は17.9％と平成24年度の前回調査結果と比べ4.0ポイント低くなっているものの、依然として高い状態にあり、外国にルーツを持つ人に関して多くの市民がその問題点を理解していない状況にあります。

外国にルーツを持つ人が増加している中、外国にルーツを持つ人の人権に関する問題を学習することを通じて、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することについて啓発します。

（４） 医療保険・国民年金・介護保険等の情報提供

本市に住民登録している外国人が健康で安心して生活するための基盤である、公的医療保険・国民年金・介護保険制度等の情報提供を行い、利用しやすい環境づくりを推進します。

（５） 多文化共生理解

外国にルーツを持つ人やその家族に対しては、外見や名前、言語や生活文化等の違いから、日本国籍の有無に関わりなく民族的な偏見・差別が根強く存在しています。国籍や民族の異なる人々が互いの文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより、相互理解を深めるとともに外国にルーツを持つ人が地域の担い手として活躍でき、ともに安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりに努めます。また、学習と交流の場として平成26（2014）年度から実施している日本語学習会の内容充実を図ります。

（６） 相談体制の充実

外国にルーツを持つ人やその家族などが、孤立したり、不利益を被ったりすることがないように、生活、福祉、医療、教育、就労等の相談に対応し、必要な支援に努めます。

第5 子どもの人権

1 現状と課題

子どもは社会的弱者であり、守られるべき存在として、保護の対象となるだけでなく、権利の主体として認めるものとして、国連で平成元（1989）年に「子どもの権利条約」が採択され、日本でも平成6（1994）年にこの条約が批准されました。この条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの基本理念のもと、子どもを守ることが位置付けられています。子どもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ、健やかに成長していけるよう、子どもや子育てへの支援を進めていく必要があります。

本市では、平成27（2015）年3月に「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後見直しを行い、令和2年度に第2次計画を策定し、子どもの成長や子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援等の取組を進めています。

次代を担うすべての子どもたちが、特に乳幼児期において、大人への信頼感や自尊感情が育ち、豊かな人間関係を育む基礎を培うことができるよう、地域をあげての取組のさらなる充実が求められています。

2 基本方針

（1）不登校・いじめ

本市の不登校児童生徒（年間30日以上欠席者）の割合は、令和元（2019）年度において小学校では0.96%で、全国平均の0.83%より0.13ポイント高く、中学校では6.65%で、全国平均の3.94%より2.71ポイント高くなっています。不登校問題は、本市における喫緊の課題の1つです。一度不登校の状態になりながら年度末には改善している例も見られますが、新たに不登校の状態になる児童生徒も少なくないなどの課題も見られ、さらに未然防止と早期支援のための学校体制づくり、家庭及び子どもへの支援と相談体制を充実していく必要があります。

また、いじめについてはインターネットに接続できる端末など、大人が確認しにくい状況でのいじめや、日常生活での小さなトラブルからいじめに発展するケースの報告があります。「いじめはどの学校にも起こりうること」との認識のもと、日頃から、子どもの生活について注意深く観察し、いじめを許さない学校体制づくりを進めることが大切です。

平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。その目的は、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、基本的な方針の策定について定めるとともに、その基本となる事項を定めることにより、総合的かつ効果的に推進することとしています。本市でも、「倉吉市青少年問題対策協議会等条例」を制定するとともに、「倉吉市いじめ防止基本方針」を策定し、関係機関及び団体と連携を図りながら、校内、校外を問わずいじめ防止、不登校に向けた取組を推進しています。子どものいじめや不登校が社会問題となるなか、これまで以上にいじめの問題の未然防止や適切な対処が行われるよう、取組を充実していきます。

（2）児童虐待

全国的に児童虐待が増加し続ける中、平成16（2004）年に「児童福祉法」が改正され、平成17（2005）年4月から児童に関する相談窓口を市町村に設置することとなり、本市においても家庭児童相談の体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置して児童虐待の予防対策及び早期の介入・支援対策を実施します。

本市においては、出生前からの切れ目のない支援の流れを構築するとともに、保護者の育児支援、孤立化の防止を基本に、相談事業をはじめ、乳幼児期を中心とした訪問や子育て教室等の親支援講座の充実に取り組んでいます。

今後においても、経済的不安などのリスク要因を早期に把握し、地域ぐるみで適切な支援に繋げていくための予防対策をさらに充実して行きます。

また、子どもの成長発達の情報をICTを活用して関係機関等と情報共有を図り、児童虐待の早期発見及び予防につながる体制づくりのため、個人情報の保護に配慮しながら検討を進めます。

（3）子どもの貧困

現在、17歳以下の子どもの6人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が貧困状態にあることを踏まえて、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成25（2013）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立、平成26（2014）年に施行されました。

本市では、鳥取県、関係団体等と連携し、平成27（2015）年に鳥取県が策定した「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」との整合性を図りながら「教育機会確保法」の具現化を図り、個々の家庭の経済力の向上のため、本市として学習支援や生活支援、経済的支援の取組を地域ぐるみで進めています。

第6 高齢者の人権

1 現状と課題

令和2（2020）年12月末時点における本市の65歳以上の高齢者数は15,691人で、高齢化率は33.9%と市民の約3人に1人が高齢者という状況となっています。

本市では、高齢者に対する虐待が高齢者の人権を侵害し、心身の健康又は生命に重大な影響を及ぼすことから、平成17（2005）年に「高齢者虐待防止条例」を制定し、必要な施策と関係機関と連携した対応を行っています。

また、「倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（地域包括ケア推進計画）を策定し、高齢者が適切な医療や介護を受けながら、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される環境づくりを目指しています。

高齢化が進行する中、認知することが難しい高齢者に対しての特殊詐欺を始めとする各種犯罪による金銭的な損害、高齢者と住居を共にする家族による様々な人権問題が深刻化しています。

市民意識調査の結果によると、「高齢者が暮らしていくうえで支障となったり問題があると感じること」の問いに、「核家族化の進行などにより家族のきずなが薄れてきている」と答えた人の割合が18.3%と最も高く、次いで「年金などの収入が十分でない」が18.1%、「家族が介護休業制

度などを利用して、高齢者を介護する環境とはなっていない」が11.6%となっています。

2 基本方針

(1) 教育・啓発の推進

長年にわたり社会を支え貢献してきた高齢者に対し、敬意をもって接するとともに、交流を通じて豊かな知識と経験に触れる中で、高齢者を尊敬し共に生きて行くための教育を推進します。

高齢者の消費者被害などの防止や認知症についての正しい知識と理解を深め、判断能力が不十分な人の権利を守るための成年後見制度などの普及啓発に努めます。

(2) 相談体制の充実

介護予防の取組や高齢者虐待の防止など、地域と連携し、見守り体制の強化に努め、総合的な相談や支援を行う各地域包括支援センターについての周知と相談支援体制の充実を図ります。

(3) 社会参加の推進

高齢者が社会を構成する重要な一員として、住み慣れた地域の中で積極的な役割を果たし、培ってきた知識や経験を発揮することができるよう、価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブの活動に対する支援を行います。

(4) 介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して生活することができるように、介護予防事業などを着実に実施します。また、要介護者も地域や家庭の中で自立した生活が送れるよう医療と介護の連携を強化し、必要とする人が円滑にサービスを受けられるよう努めます。

第7 病気にかかわる人の人権

1 現状と課題

H I V感染症、ハンセン病、難病、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する正しい知識と理解の不足から、患者や家族、医療従事者などの病気にかかわる人に対する人権侵害が生じています。様々な病気についての教育・啓発活動を推進し、病気や病気にかかわる人に対する偏見や差別を解消することが必要です。

平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。ハンセン病は、らい菌による感染症で感染力は極めて弱く、現在は治療方法も確立されています。しかし、国の隔離政策や「無らい県運動」などの歴史的経緯を経て、現在も病気や回復者とその家族に対する偏見や差別が存在しています。

市民意識調査の結果によると、「自身や身の回りの人が過去5年間に、病気にかかわる人についての差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがある」との回答は31件で、主な内容は「差別発言」が12件、「就職時や職場での不利な扱い」が6件となっています。また、「H I V感染者やハンセン病患者・回復者等の人権が守られるために必要と思うこと」の問いに対し、「病気に関する正しい知識などの教育・啓発活動を推進する」が31.0%と最も高く、次いで「ブ

ライバシーを確保する」が18.7%となっています。

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者とその家族、職場、医療従事者等への人権侵害を防止するために、倉吉市と倉吉市人権教育研究会は「新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権尊重宣言」を行いました。

令和2年度は、感染症拡大の影響により、今まで潜んでいた病気に感染した人への強い忌避意識と、偏見や差別の実態が現れました。

2 基本方針

（1）教育・啓発の推進

かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習するとともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすため、性教育、健康教育、人権教育、啓発等の充実に努めます。

（2）相談体制の充実

病気や医療に関する相談について、プライバシーの保護や精神的負担の軽減に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談窓口の周知と支援の充実に努めます。

第8 インターネットによる人権侵害

1 現状と課題

インターネットやスマートフォン等の普及やソーシャルメディアの利用者の増加など、ICT技術が急速に進展する中、情報収集と発信の利便性は大きく向上しました。その一方で、簡易性と匿名性、倫理観の欠如などが要因となり、特定の個人や団体への誹謗中傷やプライバシーの侵害など無責任な情報発信も発生しています。一度インターネット上に掲載された情報は、短時間で広範囲に拡散し削除することは困難となります。

また、インターネット上に個人が特定できる情報や同和地区の地図などが公開されている問題は、部落差別を助長し身元調べに悪用されるなどの人権侵害につながるおそれがあります。

平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、インターネット上の違法・有害情報に対しては、被害者の救済と表現の自由のバランスに配慮しながら、プロバイダによる対応を促進するなど環境整備が行われましたが、依然として人権侵害につながる情報が後を絶たない状況です。

市民意識調査の結果によると、「過去5年間に、差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがある」と答えた人のうち、その内容として「インターネット上の不当な書き込み」が17.0%と「差別発言」の41.9%に次いで高くなっています。

2 基本方針

（1）情報モラル教育・啓発の推進

インターネットに接続可能な端末の特性とその影響、プライバシー侵害や名誉毀損、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルについて、児童生徒が理解するための学習機会の提供及び啓発の充実に努めます。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）に定める施策を推進し、フィルタリングやペアレンタルコントロールが適切に実施されるよう保護者等への啓発に努めます。

（２） インターネット上での人権侵害行為への対応

モニタリング事業を進めるとともに、インターネット上の人権侵害事案について市民からの相談に対応し、明らかな差別や人権侵害が判明した場合は、法務省人権擁護機関、県、他市町村と連携してプロバイダ等に削除を要請するとともに、相談者への支援、又、国に実効性のある法規制を求めるなど被害の拡大防止に努めます。

第９ 様々な人権

① アイヌ民族

１ 現状と課題

アイヌの人々は、固有の言語や独自の伝統文化を持っていますが、明治維新以降の同化政策により、先住民族としての権利を侵害されてきました。本市では、平成6（1994）年に議会でアイヌ民族の権利回復を求める「アイヌ新法」の早期制定を求める意見書を採択しました。平成19（2007）年、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成20（2008）年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。令和元（2019）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行され、アイヌ施策の推進に関する基本理念や国等の責務が新たに定められました。しかし、権利の回復や人権侵害の解消には至っていません。

市民意識調査の結果によると、「過去5年間に、アイヌ先住民族に関する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがある」と答えた人は1.2%で、市民が比較的接する機会の少ない人権課題ではあるものの、差別が現存するという結果が表れています。

２ 基本方針

（１） 啓発の推進

アイヌの人々の歴史や文化、差別の実態についての理解を深め、アイヌの人々の権利回復の実現と人権侵害の解消に向けた啓発に努めます。

また、市民団体との連携を深め、学習・啓発活動の支援に努めます。

② 拉致被害者等

１ 現状と課題

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が行方不明となった事件の中には、北朝鮮当局により拉致された人達があります。平成14（2002）年の日朝首脳会談で北朝鮮当局が初めて拉致の事実を認め、拉致被害者5名とその家族の帰国が実現しましたが、その後の北朝鮮側の不誠実な対応により、長い間、問題解決への進展は見られず、拉致被害者家族の高齢化が進むなど早期の解決が望まれています。平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行され、国及び地方公共団体は北朝鮮当局による拉致問

題などに対する世論の啓発に努めるよう定められました。拉致問題は、我が国の主権と国民の生命にかかわる重大な問題であり、問題の解決には、国民及び国際社会の理解と支持が不可欠です。

市民意識調査の結果によると、学習したい人権問題として、拉致被害者の人権問題は2.4%の回答であり、平成24（2012）年の前回調査時の5.0%と比べ低くなっています。

拉致被害者等の問題を、市民一人一人が自分自身の問題としてとらえ、世論喚起のため広報啓発活動に努めることが重要です。

2 基本方針

（1） 啓発の推進

拉致問題の解決に向けて市民の関心と認識を深めるため、県、他の市町村、関係団体と連携しながら学習機会や情報提供などの啓発活動に努めます。

③ 性的マイノリティ

1 現状と課題

性同一性障がいのある人、同性愛者、異性装者、両性の特徴を併せ持つ状態の人等の性的マイノリティは、雇用面における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどの問題が懸念されています。

現在では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により戸籍上の性別変更が可能となり、本市では、各種啓発活動の推進とともに、平成15（2003）年度には性同一性障がいの人の人権保護として、印鑑登録証明書等79件の行政文書から性別記載の削除を行いました。

市民意識調査の結果では、「性的マイノリティの問題について知っていますか」との問いに、「よくわからない」又は「まったくわからない」と回答した割合は58.8%であり、市民の性的マイノリティへの理解が進んでいない状況があります。

また、本市においては、性的マイノリティの問題に対する相談体制が構築されておらず、当事者の相談に対応することができない状況にあります。

2 基本方針

（1） 教育・啓発の推進

性的マイノリティの人への差別や偏見が解消されるよう、関係機関・団体と連携・協働して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制度を含め企業への啓発や市民への正しい認識と理解を進めます。

小中学校では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みを受け止め、その対応に努めます。そして、生命尊重、人権尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について考えさせ、性に関わらずだれもが生き生きと暮らせる社会の実現に向けた教育に努めます。

また、学校や職場などで、当事者がいじめの対象とならないよう防止する環境整備や教育啓発に努めます。

（2） 相談・支援体制の充実

性的マイノリティの人の悩み事や、生活上の問題などに係る相談に対応できるよう、居場所づくりと職員の資質向上を図るなど、相談者への支援に努めます。

④ 刑を終えて出所した人

1 現状と課題

平成28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が制定され、犯罪をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員になれるよう支援することで再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととされています。

しかし、犯罪歴のある人に対する偏見や差別意識があり、社会復帰は本人に更生意欲がある場合においても、住居の確保や就労に際して困難を伴うなど厳しい状況にあり、社会復帰の足掛かりとなる居場所づくりが求められます。

市民意識調査の結果によると、「刑を終えて出所した人と、職場や地域で接する機会が生じたときにどうされますか」との問いに、「他の人と変わりなく接する」と答えた人の割合が32.7%と最も高く、次いで「わからない」が32.4%、「必要最低限のことしか接しない」が22.0%となっています。

2 基本方針

（1）再犯防止施策の推進

「再犯防止推進法」第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画を策定し、刑を終えて出所した人の再犯防止を推進します。

（2）啓発の推進

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、円滑な社会復帰を促進するため、社会を明るくする運動等の啓発活動を推進します。

（3）更生保護団体の支援

社会復帰支援や再犯防止などを目的とした更生保護活動を行う団体の活動支援を行います。

⑤ 犯罪被害者等

1 現状と課題

殺人、強盗等の犯罪、交通事故等により、多くの方々が被害を受けています。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族等は、事件等による直接の被害だけでなく、捜査や裁判の手の過程で受ける精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷等、被害後に生じる二次被害に苦しめられています。また、マスメディアによる行き過ぎた報道や過剰な取材により、プライバシーの侵害、名誉の棄損、私生活の平穏侵害などの問題も起きています。

現在、これらの事象に直接対応できる行政サービスは存在せず、犯罪被害者等の権利が尊重されているとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、犯罪被害者等が社会で孤立することを余儀なくされる状況が存在します。

2 基本方針

(1) 啓発の推進

社会全体で犯罪被害者等の人権擁護とそれを支える社会づくりを推進するため、警察機関等と連携し、犯罪被害者等の問題について、市民への啓発活動に努めます。

(2) とっとり被害者支援センターへの支援

鳥取県では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」を策定し、これにより平成20（2008）年に犯罪被害者等を支援するため、とっとり被害者支援センターを開設しました。

本市では、当該センターの活動を支援するとともに、活動内容の啓発に努め、相談を求められた際には、速やかにセンターを利用できるよう努めます。

第4章 計画の総合的な推進

人権尊重のまちづくりを進めるための各種施策は、部落差別、障がいのある人、男女、外国にルーツをもつ人、子ども、高齢者、病気にかかわる人など様々な人権課題にかかわる施策だけでなく、本市の施策全般を通じて展開されることが大切です。そのため、すべての市職員が高い人権意識をもって職務を遂行していく必要があります。

本計画に基づく施策の推進に当たっては、本計画の基本理念である「市民がお互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり」に基づき、行政機関だけでなく家庭、保育現場・学校、民間企業、地域など社会のあらゆるコミュニティとの密接な連携のもと、総合的、効果的な推進に努めます。

第1 全庁体制による人権を尊重した行政の推進

人権を尊重した行政の推進に当たっては、全庁的な体制で取り組み、本市の実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れます。また、庁内に「倉吉市人権施策推進連絡会議」を設置し、縦割りにとらわれない事業、又は事業間の相互調整を図り、施策の一体的、総合的な推進を展開します。

第2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理を行うため、「倉吉市人権施策推進連絡会議」において各部署との連絡、調整を図りながら、アクションプランを中心とした重要業績評価指標（KPI）の分析を行うことで、分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証します。

また、進捗管理の点検と評価については、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う機関である、「地方自治法」第138条の4第3項の規定にもとづき設置する倉吉市あらゆる差別をなくする審議会により行います。

第3 関係機関等との協力・連携

国及び県と緊密な連携と協力を図るとともに、倉吉市人権教育研究会等との協力関係をさらに充実させ、情報の共有化、教育、啓発活動の共同実施、人材等の相互活用など、各種団体間の連携を図ります。

第4 市民の参画と協働

現在、社会の変化に対応し、市民と行政の協働によって、様々な課題を解決することが求められていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、人との接触を可能な限り避けなければならないといった新たな生活様式の受容が求められています。このような、社会情勢を考慮しながら、各種人権施策に係る事業の計画、実施、改善などのまちづくりのあらゆる分野における市民の主体的な参画を進めます。また、イベントの開催や交流を深める機会においても、現状に則した新たな方法を検討しながら、推進に取り組みます。

第5 相談体制の充実

人権侵害を受けている、または受けるおそれのある市民が安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、相談員の資質向上など、相談体制の充実を図ります。また、人権文化センターを

中心に、関係機関との密接な連携、計画の総合的、効果的な推進、協力を図り、問題の解決に努めます。

第6 広報、啓発の推進

人権教育、啓発の推進に当たっては、基本理念・計画の各種目標を踏まえ、「市報くらよし」による広報、啓発活動を中心としながら、ケーブルテレビ、インターネットの活用をはじめとした様々な媒体で積極的に行います。また、I C T技術を利用した、双方向での広報、啓発活動などの研究、実施等、時代に合わせた広報活動の推進に努めます。

第7 計画の構成図

本計画の推進体制の構成を図に表すと次のとおり表現されます。

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

基本計画

【基本の理念】

お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

【推進方針1】

人権教育・同和教育
の推進

【推進方針2】

人権啓発の推進

【推進方針3】

相談・支援体制の充
実

【各種人権課題】

- | | |
|-----------------|--|
| 1 部落差別 | 5 子どもの人権 |
| 2 障がいのある人の人権 | 6 高齢者の人権 |
| 3 男女の人権 | 7 病気にかかわる人の人権 |
| 4 外国にルーツを持つ人の人権 | 8 インターネットによる人権侵害 |
| | 9 様々な人権（アイヌ民族、拉致被害者等、性的マイノリティ、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等） |

【取組の対象】

- | | |
|--------|-----------|
| 1 家庭 | 5 地域 |
| 2 保育現場 | 6 行政 |
| 3 学校 | 7 その他各種団体 |
| 4 職場 | |

重要目標達成指標（KGI）の設定・評価

行動計画（アクションプラン）

- 1 全庁体制の確立（人権施策推進連絡会議の設置）
- 2 広報、啓発活動、相談業務、各種事業等の推進
- 3 重要業績評価指標（KPI）の設定・評価

1 用語の解説

	用 語	説 明
D	DV	Domestic Violenceの略称。配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力。
H	H I V	Human Immunodeficiency Virusの略称。ヒト免疫不全ウイルスのことで、このウイルスに感染して起こる病気がエイズ。
I	I C T技術	Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術。
K	K G I	Key Goal Indicatorの略称。重要目標達成指標のことで、計画の最終目標値として設定する指標。
	K P I	Key Performance Indicatorの略称。重要業績評価指標のことで、計画期間中の達成度合を評価するための中間指標。
あ	アイデンティティ	自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性、自己同一性。
か	倉吉市人権啓発検討委員会	差別事象に関する対応や今後の啓発のあり方について検討する庁内組織。
	コンプライアンス	法令遵守
さ	児童虐待	保護者（親等）や周囲の人間が、子どもの心や体を傷つける等の行為により、健全な成長と人格形成に重大な影響を与えること。
	性同一性障がい	生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であると持続的に確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする状態。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、裁判所に申立をして援助する人を付ける制度。
	性別による固定的役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。
た	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。
	Tori フ レ ン ド Network	倉吉市や東伯郡に在住する外国にルーツのある人とその活動を支援する人の団体。日本語学習会や各種の国際フェスティバルに参加し活動している。
な	ノーマライゼーション	高齢者や障がい者などハンディキャップを持っていても、社会の中で他の人々と同じように生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え方。
は	パブリックコメント	計画や施策の立案に当たり、主旨や内容などを広く公表して意見を求め、寄せられた意見を参考にして意思決定を行う制度。
	ハラスメント	言動などにより、相手に不快感や不利益を与え尊厳を傷つけること。
	バリアフリー	社会生活をしていく上で、また社会参加をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
	ハンセン病	らい菌が主に皮膚と神経を侵す感染症で、現在では治療法が確立され完治する病気。らい菌を発見したノルウェーのハンセン医師の名前からハンセン病と呼ばれる。

	用 語	説 明
	フィルタリング	子ども等が不適切なサイトの閲覧やアプリの利用ができないようブロックすること。
	プロバイダ	インターネットに接続するためのサービスを提供する事業者。
	ペアレンタルコントロール	教育上望ましくないソフトやサイトに、子どもがアクセスできないよう保護者が制限・監視をすること。
	ヘイトスピーチ	特定の国籍や民族の人々を排斥しようとする差別的な言動。
	本人通知制度	住民票の写や戸籍謄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した本人に通知する制度。
ま	マイノリティ	社会的少数者のこと。
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無・年齢・性別・人種等にかかわらず、できる限りすべての人に使いやすいように意図して製品や情報、環境をデザインするという考え方。
ら	ライフステージ	人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活を両立させるという考え方。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

2 第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定経過

協 議 内 容	年 月 日
人権・同和問題に関する市民意識調査	令和元年10月23日 ～令和3年11月30日
第1回市民意識調査検討委員会	令和2年6月30日
第2回市民意識調査検討委員会	令和2年7月20日
第3回市民意識調査検討委員会	令和2年8月26日
市民意識調査結果報告書の公表	令和2年9月16日
令和2年度第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会	令和2年10月28日
「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」の作成	令和2年10月29日 ～令和3年1月12日
「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」の提案と関係課による修正	令和3年1月13日 ～令和3年1月22日
「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」について諮問	令和3年2月3日
令和2年度第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」について審議	令和3年2月3日
第2回審議会を踏まえた「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」の関係課による修正	令和3年2月12日 ～令和3年2月17日
パブリックコメント	令和3年2月5日 ～令和3年2月19日
令和2年度第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案（修正版）」について審議	令和3年2月24日
第3回審議会を踏まえた「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案（修正版）」の関係課による修正	令和3年2月26日 ～令和3年3月3日
倉吉市あらゆる差別をなくする審議会正副会長会 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」について了承	令和3年3月5日
「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」について答申	令和3年3月8日
「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」について承認	令和3年3月11日

3 倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成6年倉吉市条例第20号

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下に平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるものとする。

(市民等の責務)

第3条 市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。

- (1) 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他の不当な取扱
- (2) 門地等を理由に行う不当な発言
- (3) 門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為
- (4) 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

(事業者の責務)

第4条 市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第1条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第5条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

(人権啓発活動の充実)

第6条 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

(実態調査等の充実)

第7条 市は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

(相談窓口の設置)

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県又は市町村が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関と連携した相談者への支援

(推進体制の充実)

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(倉吉市同和対策審議会条例の一部改正)

2 倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第1条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

4 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和57年倉吉市条例第19号

(設置)

- 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

- 2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

- 3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の業務を処理する。
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活産業部において処理する。
(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月17日条例第20号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(経過措置)

- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和对策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則 (平成8年3月27日条例第16号)
この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第5号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日条例第1号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月29日条例第30号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附 則 (平成20年3月26日条例第2号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日条例第8号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日条例第 1 号）
この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月15日条例第 3 号）
この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日条例第 6 号）
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

5 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

平成10年倉吉市規則第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門部会の設置）

第 2 条 審議会に、専門事項を分掌するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、社会情勢の変化等によって新たな対応を必要とする場合には、特別部会を設けることができる。

- （1）啓発・教育推進部会
- （2）産業振興・雇用促進推進部会
- （3）社会福祉推進部会
- （4）生活環境改善推進部会

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第 3 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会の分掌事項）

第 5 条 部会の分掌事項は、次のとおりとする。

- （1）啓発・教育推進部会
 - ア 啓発の内容及び手法に関する事項
 - イ 就学前教育及び学校教育の充実に関する事項
 - ウ 社会教育の推進に関する事項
 - エ その他、啓発、教育に関する事項

- (2) 産業振興・雇用促進推進部会
 - ア 農林水産業の振興に関する事項
 - イ 就職の促進に関する事項
 - ウ 企業啓発の促進に関する事項
 - エ その他、産業振興、雇用促進に関する事項
- (3) 社会福祉推進部会
 - ア 社会福祉推進の充実に関する事項
 - イ 保健衛生の充実に関する事項
 - ウ その他、社会福祉に関する事項
- (4) 生活環境改善推進部会
 - ア 生活及び住環境の改善に関する事項
 - イ 公共施設等の整備及び改善に関する事項
 - ウ 環境の保全に関する事項
 - エ その他、生活環境改善に関する事項

(専門的助言等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、適当な方法により専門知識を有する者から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(その他)

第8条 この規則に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

6 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

任期 令和2年1月31日から令和4年1月30日まで

区 分	氏 名	所 属 団 体	備 考
学識経験者	相見 楓子	明倫地区人権学習推進協議会	会長
(3人)	荒益 正信	鳥取県人権教育アドバイザー	副会長
	九鬼 清高	地藏院元住職	
民間団体の代表	中尾 美千代	部落解放同盟倉吉市協議会	
(13人)	涌嶋 博文	倉吉市自治公民館連合会	
	長柄 稔	倉吉市社会福祉協議会	
	竹中 真弓	倉吉市小学校校長会	
	小谷 清美	倉吉市中学校校長会	
	福永 幸男	倉吉市身体障害者福祉協会	
	西坂 千代子	倉吉男女共同参画推進会議	
	吉川 裕	倉吉市民生児童委員連合協議会	
	伊藤 誠	倉吉市人権啓発企業連絡会	
	松田 裕一	倉吉市人権教育研究会	
	山本 博子	倉吉人権擁護委員協議会	
	興治 麗	倉吉市保育園長会	
	アベ山田マリアルイサ	Toriフレンドnetwork	

7 部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（基本計画）

倉吉市人権政策課

令和3年3月発行

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1

電話 0858-22-8130 FAX 0858-23-9100

電子メール jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp